

# 若越郷土研究

44の3

## 南北朝・室町期越前守護沿革・ 支配機構に関する諸問題(四)

河村 昭 一

### 六 斯波氏の敦賀郡支配

室町期における斯波氏の敦賀郡支配については、かつて、敦賀郡代として甲斐・教衛・同郷・同久衛の在職を示して、甲斐氏による影響力の大きさを指摘したことがあるが、<sup>1)</sup>小泉義博氏は『県史』において、右の三人のうち教衛と郷衛を同一人物とされ、さらに教衛以前に「高岳」なる人物の敦賀郡代在職を示された。また、郡代の職務として、①幕府・守護の命令の下達、②一次裁判権、③所領安堵の三つを挙げられ、特に③は小守護代にもみられない

河村 南北朝・室町期越前守護沿革・支配機構に関する諸問題(四)

として、敦賀郡代の自立性を指摘されている(四六八頁の表26「室町期越前の小守護代・郡代在職一覽」、及び四七一―二頁)。この小泉説の中で、郡代の職務内容に関してはまったく異存はないが、「高岳」の在職は再検討の余地があるし、教衛と郷衛を同一人物とされる点も疑問が残る。以下では、これらの点に留意しつつ、改めて斯波氏の敦賀郡支配について考えてみたい。

敦賀郡の郡務担当者が、斯波氏分国では他に例を見ない「郡代」と称されていたことを示す唯一の明証が次の文書である。

【史料L<sup>2)</sup>】

(前略)

是時名作職事ハ

上古より散田と見へ候、<sup>八十九</sup>康暦元年二ハ

十三人してもち候、<sup>四十三</sup>応永卅二八人して

もち候、其上樂音寺と相論候、源ハ作職

を彼門前ニあつけ置候ニより、雑米等

ニ重畳之不足を申出し、自専せしむる

ニより、濃州より奉書を成され、作職を

改替すへきよし、郡代下知ニより知行

全する事にて候、(後略)

これによれば、敦賀郡西福寺領是時名作職をめぐると楽音寺との相論の裁決が(守護)濃州に郡代、西福寺の経路で下達されたことがうかがえ、同郡に郡代が置かれていたことが明確に知られる。この相論に関連して次の二通の文書がある。

【史料M<sup>3)</sup>】

越前国敦賀郡檜河郷西福寺領内是時名之名主職之事、依為相伝分明、御判等頂戴之上者、有限年貢等無不法致沙汰、任本文書旨聊不可有煩候処、楽音寺門前之者依為作職、彼住持此下地可自専条、無其謂候、於向後及異儀者、公方様之任御判之旨、可被成敗者也、<sup>五</sup>

卯月十三日 久衛(花押)

西福寺侍者御中

【史料N<sup>4)</sup>】

西福寺与楽音寺致訴陳檜川内是時名事、於作職者為名主相計之、至加徴米者地頭方へ致其沙汰旨、庄内之地頭地下人相共ニ答申之上者、任西福寺之申旨、可被成敗之由候也、仍執達如件、<sup>文委</sup>  
七月十一日 常治(花押)

## 甲斐八郎四郎殿

史料Lにいう「濃州(甲斐美濃入道常治)より奉書」が史料Nに当たるとは明白である。また、史料Mの発給人久衡は甲斐一族であり後掲史料T、史料Nの名宛人甲斐八郎四郎のことであることも間違いないであろう。この相論では、すでに小泉氏が明らかにされたように

(『県史』四七一―二頁)、郡代甲斐久衡がまず

史料Mによって裁決を下したが、敗訴した楽音寺が守護のもとに控訴したために、改めて若年(一〇歳)の守護斯波千代徳丸(義健)に代わり守護代甲斐常治が奉書によって西福寺勝訴の旨を久衡に伝え(史料N)、久衡がこれを「下知」(史料L)したのであり、ここに守護斯波千代徳丸↓守護代甲斐常治↓敦賀郡代甲斐八郎四郎久衡という遵行系統が明瞭に示されており、同時に郡代の一次裁判権を認めることができる。

以上によって、少なくとも文安元年(一四四四)から翌年にかけて、敦賀郡に守護代からの命を下達する郡代が置かれていたことが確認できたが、那代の存在はいつ頃まで遡及できるのだろうか。小泉氏は、次の文書によって応

永十三年(一四〇六)の高岳(法号)の在職を想定され、甲斐一族であろうとされている。

## 【史料O】

越前国野坂庄櫛河内西福寺領事、任去十年七月日録御判之旨、領掌不可有相違之状、仍執達如件、

応永十三年潤六月廿七日 高岳 沙弥在判

## 当時住持

この文書に関連して、①応永十三年閏六月十七日斯波義将安堵状案、②同年閏六月二十一日甲斐祐徳遵行状の二点があるが、史料Oは②と本文・差出書・宛所が一字も違わないので、②の案文とみなすのが自然である(日付の「廿一日」を「廿七日」と誤写しただけであるう)。しからば、「高岳」は甲斐祐徳の法号ということになるが、応永二十年五月四日甲斐祐徳遵行状の案文(③)には、発給人「沙弥」の肩に「盛庵」と注記しており、甲斐氏の法号に関する西福寺側の理解に混乱があったことを露呈している。そもそも史料Oは、①及び応永二十年三月十日斯波義重安堵状案(④)とともに一紙に認められており、③も応永二十九年三月十七日斯波義淳安堵状案(⑤)、同年三月

二十日甲斐将久遵行状案(⑥)とともに一紙にまとめられているが、これらのうち正文のない斯波氏当主の安堵状三通(①④⑤)はいずれも西福寺が、寺領目録における斯波氏当主の外題安堵文言を使って創作した偽文書と推測される。しかも、甲斐氏遵行状の注記

(「高岳」「盛庵」)は、これら斯波氏当主安堵状の偽作よりもさらに後代にかかる可能性があり(遵行状そのものは正文が伝存し疑う余地はない)、その信頼性はきわめて低いといわざるを得ない。

## 【史料P】

奉寄進

西福寺々領之事

合四段者 在所道口之軒

右下地者、雖為職田、為盛庵・妙永御菩提、限永代所令寄進也、於後々不可有違乱煩者也、仍寄進状如件、

永享拾二年睦卯月八日 備中守郷衡花押

ここで郷衡が西福寺に寄進した四反について、後年の西福寺寺領分配目録が、「道口本御所持名」甲斐備州御寄進としていて、郷衡の甲斐氏たることは動かない。しかし、本文の「盛庵」を『福井県史』資料編

8の傍注のように甲斐祐徳とすれば、彼はすでに応永二十七年に没している。盛庵・妙永(夫婦であろう)の子と思われる郷衡が、二〇年も前に没した父(と母)の菩提のために田を寄進するというのもやや不自然ではあるまいか。結論を述べれば、盛庵は後述するように敦賀郡代甲斐教衡のことと推測され、先の応永二十年五月四日甲斐祐徳遵行状案(③)に付された「盛庵」の注記は誤りと思われる。とすれば、「高岳」の方も、この注記を施した西福寺僧が敦賀郡代の法号と認識していた可能性はあるものの、事実としてはこれが守護代甲斐祐徳遵行状(②)の案文である以上、この応永十三年当時「高岳」なる郡代が敦賀郡にいたことの証左とはなし得ないと考える。

この点を別の面から検証してみたい。

【史料Q】<sup>19)</sup>

<sup>19)</sup> 片山殿寄進状住僧半分

(追而書略)

先日預御札候、則申入候し、参着候哉、真福寺下地御判事、まつ甲斐殿申て候へハ、かやうの事ニかすめたる事申たる人候けるほとに、御当知行さういなきよし、国注

進をもて申へきよし近日さためられ候間、目録等御自筆にて候、ふしんハ候ハねとも、はうにて候、御当知行さういなきよし、符中注進を御とり候て給候へく候よし、(後欠)

この文書の年代は、応永二十七年頃と推定され、差出人は片山重信、宛所は西福寺である。片山の述べるところによると、西福寺から依頼のあった「真福寺下地(敦賀郡公文名内)御判事」を守護代甲斐(祐徳または将久)に申し入れたところ、甲斐の回答は、所領の安堵申請にあたって虚偽を申告する者がいたので、今は当知行の相違なき旨を確認した「国注進」(「符中注進」、すなわち府中の小守護代の注進状を副えて申請するという)「はう」(法)を「近日」定めた、というものであったため、この注進状を送るよう求めている。右の事例から、西福寺領の安堵申請が、個人的所縁(片山重信)を通じてなされたこと、そしてこの頃(応永二十七年頃)新たに改正された手続きでは、小守護代の注進状を副えることが求められたことが確認できる。もし当時の敦賀郡が行政単位とされて郡代が置かれていたとしたら、

かかる措置はとられず、おそらく郡代の注進状提出を求めるのではあるまいか。したがって、この応永二十七年頃の敦賀郡は、いまだ郡務担当者のいる行政単位とはなっていないなかったものと推察されるのである。

ところが、このあと数年にして、敦賀郡に郡代らしき者が見えるようになる。

【史料R】<sup>20)</sup>

助野郷案主名之内、劍宮之左一之神子田之事、代々依支証明鏡、祖運・徳貞両僧田参段、畠一段宛所令中分也、但於神役等者両者立合、可致精誠者也、仍下知執達如件、正長二年八月十五日 教衡(花押)

【史料S】<sup>20)</sup>

越前国敦賀郡助野庄案主名内、劔宮左一神子田之事、僧高原庵祖運逝去刻、相副重書等於于西福寺令寄進、仍任遺言之旨不可有知行相違、但於此下地負物等在之、西福寺而被返弁、然間限永代可全知行者也、若有違乱輩者、盗人沙汰而堅可処罪科者也、仍状如件、

永享五年卯月十七日備中守教衡(花押) 右に見える教衡の地位は、史料Rの書止か

らみて、郡代と解するのが妥当であろう。また、「備中守」の官途といい、「衡」字といい、いずれも先に郡代と推定した甲斐久衡(史料M・T)と共通するところから、久衡とは直系の同族関係にあると推定される。

ところで、「備中守」「衡」字を共有する人物がもう一人いる。史料Pの郷衡である。小泉氏はこの郷衡を、盛庵II甲斐祐徳の子で、斯波氏の家督を嗣いだ斯波義郷の偏諱を受けて教衡が改名したものとされ同一人と理解されたが、先にふれたように、盛庵を祐徳の法号ではな

いとみなせば、郷衡と教衡は別人で、盛庵は教衡のことである蓋然性が出てくる。小泉氏も指摘されるように教衡は斯波義教の偏諱と

みられるが、義教と義郷は祖父―孫の関係であるから、教衡と郷衡の間に世代差を措定することも許されるのではあるまいか。史料Pは、この少し前に没した教衡(盛庵)の跡を嗣いだ嫡子郷衡が、父母の菩提のため「職田」を寄進したものと解釈したい。

先に郡代として指摘した甲斐久衡も備中守であったことに照らせば、備中守の官途と「衡」の通字を持つ教衡―郷衡―久衡の三人の

甲斐氏が直系の一族である蓋然性は高く(ただし期間が短いのであるいは郷衡・久衡は兄弟かも知れない)、この三代が敦賀郡代を世襲したとみることは、それほど無理なことではあるまい。

ところで、甲斐久衡に関しては、郡代在職徴証の下限(史料N)から二〇年後の「親元日記」(増補続史料大成)寛正六年(一四六五)七月二十五日条に次のように見える。

【史料I】

甲斐備中守久衡八月三日新造小大夫殿二波中儀匏十・筋子五并五百疋進之次二、越前鳥羽保事、可預御執合之由云々、

これによれば、当時久衡が在京していたことが確認されるが、彼の在京が一時的なものでなかったことは、『北野社家日記』(史料纂集)宝徳元年(一四四九)十一月二日条に「甲斐備州来、岩本坊毎月布施悉皆済之珍重々々」とあることからもうかがえる。かくして、当初からかどうかは別にして、少なくとも宝徳寛正期の郡代久衡は在京しており、在地には代官を置いていたと理解したい。そのことは『経覚私要鈔』(史料纂集)長祿二年(一四五

八)八月二十三日条の「去七日夕堀江石見守罷下、守護方得力、仍十一日於敦賀代官甲斐方大谷将監ト云者兄弟三人切腹」という記事によってもある程度裏付けられる。すなわち、これは長祿合戦に関するものであるが、京都から下った守護方の堀江石見守利真と敦賀で合戦し切腹した大谷将監が、「代官」とされている。甲斐方が甲斐八郎三郎敏光を下国させるこの年十一月以後ならば、在国して事実上守護代として活動していた敏光を常治の「代官」と呼ぶ

こともあり得たと思われるが、右の大谷将監はこの時京都から下国したのではなく、郡代甲斐久衡の代官として以前から敦賀郡に在国していたと考えられるのである。大谷氏の「敦賀郡代代官」在職を示唆する史料がいま一点ある。

【史料U】

原西福寺道場を地頭のはからいとして、禅院二可成之由承候、先日御状をもてうか、い申候処ニ、そのきあるへからず、もとのことゆつう念仏のたうちやうにてあるへきよし仰られ候、其之段御沙汰あるへく候、恐々謹言、

十月三日 直政(花押)

敬光(花押)

大谷とのへ

これは、西福寺所在地たる榎河郷地頭で同寺の有力檀越山内氏が、同寺の融通念仏宗から禅宗への転派を申請したのに対して、直政・敬光が、却下するとの主命を下達したものである。問題は発給人・宛人の地位であるが、確定はできないものの、西福寺が後花園天皇や將軍家の祈願所であったことを勘案すれば、発給人は中央の吏僚には違いあるまい、とすれば、いずれにしても宛人の大谷某は、山内氏の申請を幕府もしくは斯波氏に仲介したことになる、そうした行為は、彼の地位を敦賀郡代の在国代官と考えれば、きわめて自然なものとして理解できよう。ちなみに、この時期の大谷氏の中に敦賀郡と深い関わりを持つ者がいたことは、寛正四年九月大谷久長なる者が青蓮院領敦賀郡新御所内飯野名名主職に補任されている事実によってもうかがえる。

以上、敦賀郡代は確認できる限り教衡・郷衡・久衡の三代にわたって甲斐氏が独占し、かつ、久衡の代に在地に置かれた代官とおぼ

しき大谷氏も甲斐氏一族で家人であったといふから、敦賀郡の支配機構は、完全に甲斐氏の掌握するところであったことが認められる。また、教衡・郷衡の二代は斯波氏当主の偏諱を得ている、いわば斯波氏直臣であるのに対して、久衡は甲斐将久の偏諱を受けた甲斐氏被官といふべきであるから、ここに甲斐氏の敦賀郡支配の一層の深化を読み取ることも可能であろう。

ところで、以下検討した敦賀郡代のもとに、郡奉行ともいふべき吏僚組織の存在をうかがわせる史料がある。

【史料V】

今度自屋形就用脚事、昨日入御候て委細承候之間、可然様可致注進候、更不可等閑存候、返々御出畏入存候、恐惶謹言、

十二月五日 時延(花押)

宗成(花押)

西福寺万丈

この文書の発給人は、西福寺から「屋形」から用脚賦課に際しておそらく免除か軽減の嘆願を受け、その善処方を約したものとみられるが、「可致注進候」の文言は、彼らが斯波氏と

は所在を異にする、つまりは敦賀郡にいたことを示唆してはいまいか。二人のうち稻生と同族の稻生孫右衛門尉が、正長元年(一四二八)五月一日、將軍義教の御供衆で西福寺の檀越の一人と思われる畠山祐順から、越前国西福寺事、就寺領等聊不可有等閑候者也」という書状を宛てられている。これも、稻生氏が、西福寺領の保全に関わり得る立場にあったことをうかがわせるもので、右の憶断をある程度裏付けるものではあるまいか。この他に郡奉行の存在をうかがわせる史料が見当たらないので、設置の時期や先に郡代の代官と推定した大谷氏との関係などはまったく不明である。

以上断片的史料からの牽強付会に終始したが、敦賀郡に郡代が置かれたのは応永末年頃からで、その職は甲斐氏が独占し、しかもその代官まで一族を配置するなどして、同郡を圧倒的影響下においていたことを検証した。なお、敦賀郡が越前の中で、このように特別の行政単位とされた所以は、すでに分郡として郡単位の支配が先行して実施されていた大野郡と同様、越前の他地域から地形的に隔絶している、かつ京畿から越前への入り口を扼する

という地理的位置からくる軍事的重要性に加え、要港敦賀津をかかえ、越前一宮氣比社が鎮座するという経済的、宗教的要地であったことに求められよう。

### おわりに

「はじめに」でも断つたように、一貫した論旨の展開は当初から予定していなかったので、整合的な要約は難しいが、本稿でふれなかった守護代・小守護代に関するかつての拙稿や小泉氏の研究成果なども合わせて、南北朝・室町期における斯波氏の越前支配の制度的側面について、簡単に整理しておきたい。

南北朝前期の斯波高経の代には、支配機構に関する情報が乏しく、その実態は不明な部分が多いが、それはまた、制度としてまだ熟成していないことの反映とも解されるのであり、その点は守護代が固定していないところに如実に表れている。

次の斯波義将の代になると、高経代には二宮氏の下位にあった根本被官甲斐氏が守護代に登用されると共に、在国行政機構の中核となる小守護代制が成立するなど、支配機構の

充実が明瞭に看取されるようになる。応永十二年（一四〇五）にはこの小守護代が段銭徴集の実務に当たっていることから、これまでに、国衙機構が小守護代のもとに掌握されたものと推測される。

義将の弟義種は大野郡の守護権を割譲されて、越前に分郡が誕生したと思われるが、これは、加賀守護職が斯波氏に与えられることになった至徳四年（一三八七）、義種の信濃守護職を義将に移す代わりに、義種に加賀守護職と越前大野郡を与えて、兄弟間の守護職のバランスをとろうとした措置と一応推測してみた。また、その後この分郡が解消したのは、明徳元年（一三九〇）か翌二年頃、義種の加賀守護職が一旦否定された時同時に改替されたか、もしくは間もなく還補された時、その代償として没収されたかのいずれかである可能性が小さくない。大野郡はその後再び分郡として

復活するが、その時期は、義種の嫡子満種が將軍義持の勘気を被り加賀守護職を失った応永二十一年以降で、満種の子持種が嫡子義敏に宗家の家督を嗣がせた享徳元年（一四五二）以前とみるのが自然であるが、これより先持種

は永享八年（一四三二）二歳で家督を嗣いだ宗家の斯波千代徳丸を後見する立場となつていたので、この時すでに持種が父祖の旧職大野郡守護を回復していた可能性も否定できない。かくして、大野郡は義種系斯波氏とその南北朝以来の重臣二宮氏の本拠となつた。

一方の敦賀郡では、おそらく応永二十八年から正長二年（一四二九）の間に新たに郡代が置かれるようになり、分郡大野郡と合わせて二つの郡が越前の中で特別な行政単位とされるようになった。敦賀郡代として在職が確認されるのは甲斐教衛・同郷衛・同久衛の三代で、いずれも守護代甲斐氏の一族であり、在京するようになる久衛の代には、在地にやはり甲斐一族で被官の大谷氏が代官として派遣されるなど、甲斐氏のきわめて強い影響下に置かれることとなった。

ところで、大野郡の分郡復活推定期（応永二十一年～永享八年もしくは享徳元年）と、この敦賀郡郡代設置推定期（応永二十八年～正長二年）とが近似するのは、前後関係は不明ながら、一方が他方の成立を強く促した可能性が小さくない。そして、大野郡が斯波持種の本拠

で、敦賀郡が甲斐氏の掌握するところであつたことを勘案する時、どちらが先に成立したにせよ、両郡が近接した時期に相次いで特別行政単位とされた背景に、長祿合戦として具現した斯波氏家中における持種・義敏と甲斐氏の政治的対立競合関係を措定することは、それほど無理なことではないだろう。

さらに憶測を重ねれば、敦賀郡代の設置が甲斐将久(常治)の家督継承(応永二十七年)からまだ日が浅い時期であることから、あるいは将久の強い意志が反映しているかも知れない。

最後に、本稿での検討結果を、図1・2にまとめておきたい。

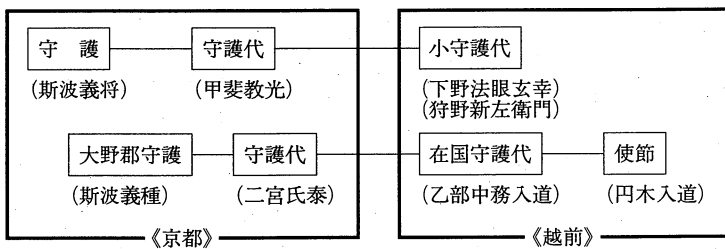


図1 越前の守護支配機構(南北朝末期)

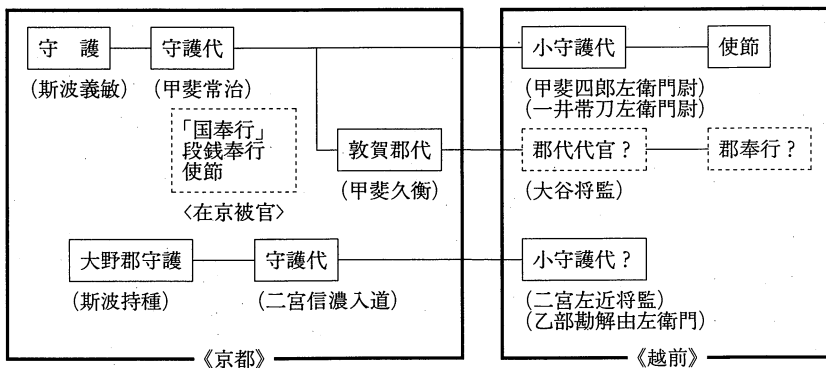


図2 越前の守護支配機構(享徳~長祿2年頃)

## 注

- (1) 拙稿「畿内近国における大名領国制の形成―越前守護代甲斐氏の動向を中心に―」(『史学研究五十周年記念論叢』福武書店、一九八〇年)。  
 (2) 『県史』資8、西福寺文書一一六号。以下西福寺文書は断らない限り同書の文書番号を示す。  
 (3) 同文書一一〇号。  
 (4) 同文書一一五号。  
 (5) 同文書四二号。  
 (6) 同文書四〇号。  
 (7) 同文書四一号。  
 (8) 同文書五〇号。  
 (9) 同文書五〇号。  
 (10) 同文書七四号。  
 (11) 同文書七五号。  
 (12) たとえば、応永二十九年の⑤についてみてみると、一行目に「西福寺々領目録」とあり、二行目に「任此状之旨、不可有相違之状如件」とあるが、これは、同日付で斯波義淳が寺領目録(後欠)の袖に記した外題安堵の文言そのものであり(西福寺文書七三号)、しかも、この時の守護代甲斐将久遵行状⑥には「西福寺領在之等事、任今月十六日外題安堵之旨」とあって、明確に外題安堵を直接奉じていたのであって、義淳の独立した安堵状⑤(正文)など存在しなかったとみるべきである。

- ①にしても、発給者沙弥に「法苑寺殿(斯波義将)の肩書を付しているけれども、この応永十三年当時の斯波氏当主は義教であって、たとえ父義将が実権を握っていたとしても、安堵権の形式的な行使者は義教であつたはずであるから、ここにも、西福寺僧による作爲性が看取できる。なお、これらの点については、拙稿「管領斯波義淳の就任・上表をめぐる」(『兵庫教育大学研究紀要』二〇、一九九八年)注39で指摘しておいた。  
 (13) 史料〇の「高岳」について、古くは山本元編『敦賀郡古文書』から、史料纂集『西福寺文書』、『敦賀市史』史料編第三卷、『福井県史』資料編8のいずれもが、異筆とはしていないが、県史編さん室(当時)架蔵の写真で見ると異筆と判断される。また、③の案文の「盛庵」についても、「高岳」程ではないものの、異筆のように見える。  
 (14) 西福寺文書一〇六号。  
 (15) 同文書一三〇号。  
 (16) 『看聞日記』応永二十七年八月十六日条。  
 (17) 西福寺文書七二号。  
 (18) 斯波義淳は、応永二十七年十二月二十九日、片山重信の寄進地一反を含む計七筆の「真福寺敷地寺領」に外題安堵を施している(『敦賀市史』史料編三、西福寺文書八三三号)。これが史料Qにいう「真福寺下地御判」のこととすれば、この年代は同じ

応永二十七年とみなして大過あるまい。なお、四節の注21参照。

- (19) 西福寺文書八六号。  
 (20) 同文書一〇二号。  
 (21) 両人の花押は、運筆は似ているものの一部に相違点があり、全体の形状は相当異なる。  
 (22) 史料Tで甲斐久衡が、蛭川親元を介して伊勢貞親に贈っている海の珍品はあるいは任地敦賀郡の産物かも知れないが、今北東郡に属する鳥羽保のことで貞親の口入を要請しているのは、久衡が郡代として敦賀郡に下っていたのではなく、甲斐氏重臣として在京し、蛭川や伊勢ら幕府内の有力者との日常的な交流を保ちながら、敦賀郡以外にも私的権益を拡大しようとする存在であったことを示唆している。  
 (23) 甲斐敏光が越前に下国して事実上守護代として活動していたことを示す事例は少なくない。たとえば、氣比莊半済分を青蓮院門跡雑掌に沙汰付くべき旨の幕命を奉じた長祿三年七月十九日守護代甲斐常治遵行状は甲斐八郎三郎(敏光)に宛てられているし(『華頂要略』門主伝、長祿三年七月条)、また、同年七月二十六日甲斐常治は敏光に書状を下して、軍勢の醍醐寺領河合荘における放水を譴責し、同莊年貢の醍醐寺上使への納付を指示すると、敏光はこの旨を同年九月十四日小守護代



の兩人に下達している(『県史』資2、醍醐寺文書九七・九八号)。これらから、甲斐敏光の在国期においては、幕府→甲斐常治→甲斐敏光→小守護代という遊行システムがとられていたことを確認できる。なお、ここで守護斯波義敏が除外されているのは、当時甲斐氏が守護方と長祿合戦を戦っている中で、幕府が甲斐方を支持していたからである(一節3参照)。

(24) 西福寺文書一三三号。

(25) 西福寺と山内氏のかかわりについては、『敦賀市史』通史編上巻第四章第四節三「幕府政治の動向と在地武士」(三浦圭一氏執筆)参照(三四三―六頁)。

(26) 後花園天皇が後円融上皇の院宣にならって西福寺を祈願寺としたことは、文安二年三月十一日同天皇諭旨(西福寺文書一一一号)によって知られ、応永三十三年八月二十二日足利義持御判御教書(同文書七六号)と永享二年十二月九日足利義教御判御教書(同文書九三号)が、義持・義教の祈願所となったことを示している。

(27) 可能性としては幕府の奉行、もしくは幕府への申請の仲介を斯波氏に求めたとすれば斯波氏の在京奉行(四節でみた「国奉行」カ)などが考えられるが、管見の限り他に徴証を得ていない。

(28) 『県史』資2、京都大学文学部博物館古文書室

所蔵葛川文書三号。

(29) 『満濟准后日記』永享五年十二月二十五日条に「三條宰相中将同来臨、被仰付大谷<sup>甲斐内事</sup>着<sup>在之</sup>」と見え、『看聞日記』永享十年九月二十四日条に「遠江国人大谷<sup>甲斐</sup>」とある。なお、本文でふれた大谷久長も甲斐将久(常治)の偏諱を受けたとみられる。

(30) 西福寺文書八五号。

(31) 「永享以来御番帳」(群書類従)二九、雑部に、御供衆三番番頭として畠山播磨入道祐順の名が見え、天正期に活躍し西福寺中興の祖といわれる道残上人の著した「西福寺縁起」(『敦賀市史』史料編三、西福寺文書二七一号)には、畠山播州(法名祐順)が同寺一切経蔵を建立した経緯が詳述されていて、畠山氏が西福寺の有力な檀越であったことがうかがえる。さらに文安二年三月二十六日、祐順の菩提のため西福寺に一切経料米を寄進した教元は(西福寺文書一一三号)、祐順の子と思われるが、彼も御供衆・申次衆として諸記録に散見される(『雑事記』寛正四年六月三十日条、『親元日記』寛正六年正月十八日条、『親基日記』文正二年二月十五日条など多数)。以上から、奉公衆畠山氏が父子二代にわたって西福寺と緊密な関係を結んでいたことは明らかである。

(32) 西福寺文書八四号。